

## 入札公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成30年2月1日

独立行政法人都市再生機構業務受託者

株式会社URコミュニティ

大曽根住まいセンター センター長 瀧上 茂二

### 1 調達内容

- (1) 件名及び数量  
平成30年度大曽根住まいセンター蛍光灯等の購入 一式
- (2) 調達案件の仕様等 入札説明書による  
(JIS・JEL規格品、JIL・グリーン購入法適合品があれば優先的に調達すること。)
- (3) 履行期間 平成30年4月1日から平成31年3月31日まで
- (4) 納入場所 仕様書による
- (5) 入札方法 品目ごとの単価に予定数量を乗じた金額の合計で行う。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額とする。）をもって落札価格とするので、入札者は消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

### 2 主な競争参加資格

- (1) 独立行政法人都市再生機構会計実施細則第331条及び第332条の規定に該当するものでないこと。
- (2) 平成29・30年度独立行政法人都市再生機構中部支社物品購入等の契約に係る競争参加資格審査において「物品販売」の資格を有すると認定されたものであること。
- (3) 公示日から入札日までの期間に、当機構から本件業務の履行場所を含む区域を措置対象区域とする指名停止を受けていないこと。
- (4) 暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する者若しくはこれに準ずる者でないこと。
- (5) その他発注者が必要と定める資格を有する者であること。

### 3 入札書の提出場所等

- (1) 入札書の提出場所及び問い合わせ先  
〒461-0040 愛知県名古屋市中区東区矢田一丁目3番33号

株式会社URコミュニティ 大曽根住まいセンター お客様相談課  
電話 052-723-1711

- (2) 入札説明書の交付方法等  
交付期間：平成30年2月1日(木)から平成30年3月13日(火)午後5時まで  
交付方法：独立行政法人都市再生機構ホームページ上に掲載する。機構ホームページからダウンロードすること。
- (3) 申請書の受領期限  
平成30年2月16日(金)までに上記3(1)に持参又は郵送すること。
- (4) 入札書の受領期限 平成30年3月13日(火)午後5時00分  
同日必着での一般書留郵便による郵送とし、提出先への持参又は電送によるものは受け付けない。
- (5) 開札の日時及び場所 平成30年3月14日(水)午前10時00分  
独立行政法人都市再生機構業務受託者  
株式会社URコミュニティ  
大曽根住まいセンター会議室(入札室)

#### 4 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨
- (2) 入札保証金及び契約保証金 免除
- (3) 入札は郵送による事前受付のみとし、開札時の立ち会いは不要とする。開札は入札事務に関係のない職員を立ち合わせて開札を行う。なお、第1回目の入札が不調となった場合、再度入札に移行。再度入札の日時については、発注者が指示する。
- (4) 入札の無効 本公告に示した競争参加資格のない者の提出した入札書及び入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書は無効とする。
- (5) 契約書作成の要否 要
- (6) 当該業務は、入札に参加する者が関係法人1者だった場合は、当該手続を中止し、再公募を実施する。
- (7) 落札者の決定方法 独立行政法人都市再生機構会計規程第52条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。
- (8) 手続における交渉の有無 無
- (9) 詳細は入札説明書による。
- (10) 独立行政法人が行う契約に係る情報の公表について  
独立行政法人が行う契約については、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基

本方針」(平成22年12月7日閣議決定)において、独立行政法人と一定の関係を有する法人と契約をする場合には、当該法人への再就職の状況、当該法人との間の取引等の状況について情報を公開するなどの取組を進めるとされている。

これに基づき、以下のとおり、当機構との関係に係る情報を当機構のホームページで公表することとするので、所要の情報の当方への提供及び情報の公表に同意の上で、応札若しくは応募又は契約の締結を行うこと。

なお、案件への応札若しくは応募又は契約の締結をもって同意されたものとみなすものとする。

また、応札若しくは応募又は契約の締結を行ったにもかかわらず情報提供等の協力をしない相手方については、その名称等を公表することがある。

① 公表の対象となる契約先

次のいずれにも該当する契約先

イ 当機構との間の取引高が、総売上高又は事業収入の3分の1以上を占めていること。

ロ 当機構において役員を経験した者(役員経験者)が再就職していること又は課長相当職以上の職を経験した者(課長相当職以上経験者)が役員、顧問等として再就職していること。

② 公表する情報

上記に該当する契約先について、契約ごとに、工事、業務又は物品購入等契約の名称及び数量、契約締結日、契約先の名称、契約金額等と併せ、次に掲げる情報を公表する。

イ 当機構の役員経験者及び課長相当職以上経験者(当機構OB)の人数、職名及び当機構における最終職名

ロ 当機構との間の取引高

ハ 総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引高の割合が、次の区分のいずれかに該当する旨3分の1以上2分の1未満、2分の1以上3分の2未満又は3分の2以上

ニ 1者応札又は1者応募である場合はその旨

③ 当方に提供する情報

イ 契約締結日時点で在職している当機構OBに係る情報(人数、現在の職名及び当機構における最終職名等)

ロ 直近の事業年度における総売上高又は事業収入及び当機構との間の取引高

④ 公表日

契約締結日の翌日から起算して72日以内

以 上